



FC プロスペリダージ クラブ規約

第1章 総則

第1条 (名称及び所在地)

- ・本クラブは、共栄大学敷地内（共栄大学サッカー場：春日部市内牧 4158）に所在します。

第2条 (目的)

- ・本クラブは地元春日部の企業、各種団体や在住の方々の協力支援にて地域に根ざした運営を目的に世界へ羽ばたくクラブになる為の努力を続けていきます。
- ・社会に貢献する人材の育成を目指します。

第2章 会員

第3条 (入会資格)

- ・本クラブの趣旨に賛同し、本規約が遵守できプレイが可能な方で各コースに定められた資格に該当する方とします。
- ・プレイが可能であるという判断は保護者の責任に委ねます。
- ・会員はクラブの指示に従える方とします。
- ・反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう）の組員、構成員もしくは関係者に該当しない事。

第3章 諸手続き

第4条 (入会)

- ・入会を希望する方は、所定の入会申込書に必要事項を記入しクラブの承認を得たうえ、入会申込みと同時に入会金、及び月会費2ヶ月分、クラブ指定用品代などをご入金頂きます。その手続きが完了した時点で会員となります。

第5条 (休会)

- ・休会は休会する月の前月10日までに届出があった場合に認められます。尚、休会期間は連続して6ヶ月以内を限度とします。

第6条 (退会)

- ・退会をする方は所定の届出用紙に必要事項を記入し、退会する月の前月10日までにクラブに届けて下さい。
- ・滞納金が発生している場合は、退会受付いたしません。全額お支払い後に退会の届出を認めます。

第4章 入会金及び会費

第7条 (入会金・事務手続費)

- ・入会金・事務手続費は理由の如何を問わずこれを返還しません。

第8条 (会費)

- ・会費振込先

【GMO あおぞらネット銀行】

支店名：法人第二営業部

科目：普通預金

口座番号：1438397

口座名義：(社)プロスペリダージ

※すでに収められた会費につきましては返金致しません。

第9条 (入会金・会費の変更)

- ・本クラブは入会金・会費等を変更することができます。

第5章 会員の権利及び義務

第10条（責任事項）

- ・会員あるいは会員以外の施設利用者が、如何なる状況下においてもクラブ利用に際して生じた人的・物的事故及び金品の紛失・盗難については、クラブは一切賠償の責任を負いません。
- ・会員がクラブ施設利用中、自己の責に帰すべき理由によりクラブ又は第3者に損害を与えた場合はその賠償の責を負って頂きます。
- ・天災・地変・社会情勢の為に起きた事故については、クラブはその責を負いません。

第11条（変更事項）

- ・入会申込書記載事項に変更が生じた会員は、クラブ所定の用紙に変更事項を記載の上速やかに届け出ていただきます。その責は会員保護者にあります。

第12条（資格喪失）

- ・会員は次の場合にその資格を失うことになります。
(1) 死亡 (2) 除名 (3) クラブからの解約

第13条（除名）

- ・次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、該当する会員の会員資格を一時停止又は除名することができます。
(1) クラブの名誉を毀傷したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があった時
(2) クラブの規約及びその他の規約およびクラブの指示に違反した時
(3) 会費、その他の支払いを2ヶ月以上滞納し、クラブより催促を受けても、クラブ指定の期日までに支払いのない時
(4) その他、処分を適当とクラブが判断する行為があった時

第14条（クラブからの解約）

- ・クラブはいつでもクラブの判断で会員との間の入会契約を解約することができます。

第6章 その他

第15条（施設の利用制限）

- ・会員はクラブが定めた各コース毎に定める曜日・時間に限り指導を受けられる。又施設を使用する際には必ず指導者に連絡を取り承諾を得る事とする。その際には当クラブの練習着を着用する事。

第16条（施設の休業・閉鎖）

- ・本クラブは次を理由に施設の場所の変更、休業をすることがあります。
(1) 気象庁より警報が発令された場合クラブを休講します。
(2) 天災・地変・社会情勢その他止むを得ない事情により開業が不可能な時
(3) 施設の補修又は改修をする時
(4) 社会情勢、経済状況に重大な異変がある時

第17条（活動中の写真・映像等）

- ・会員は、当クラブが活動の様子を撮影した写真、映像を当クラブホームページ・SNS・宣伝・クラブ案内等に使用する事について同意するものとします。

第18条（SNSの使用について）

- ・当クラブのウェア着用時にいかなる理由があっても、SNS等への配信は行わないものとする。

第19条（利用規定）

- ・本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定等による他必要に応じたクラブが定めるものとします。

第20条（諸規則の遵守）

- ・会員は本規約及びクラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。

第21条（改正）

- ・本規約の改正、変更はクラブの定めるところによるものとし、クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第22条（発効）

- ・本規約は令和5年4月1日より発効します。